

平成 30 年度千葉地方労働審議会 労働災害防止部会議事録

開催日時 平成 30 年 4 月 24 日（火）9：00～10：00
開催場所 千葉労働局 2 F 局長室
審議委員名 公益代表委員 山本 圭子（部会長）、川島 和孝（部会長代理）
労働者代表委員 林田 博史、関口 喜一
使用者代表委員 西形 進也、岩山 眞士（欠席）

菰田課長補佐<開会>

大変お待たせいたしました。

定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様には、ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、今年度から事務局を担当しております健康安全課長補佐の菰田でございます。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

菰田課長補佐<資料の確認>

始めに資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付させていただいております、資料からご案内いたします。お手元にご用意願います。

A 4 版で左上をホチキス止めされております、「第 13 次労働災害防止計画（案）千葉労働局版」「第 13 次労働災害防止計画 厚生労働省版」の 2 種類でございます。

続きまして、本日、お配りさせていただきました会議次第、委員名簿、各種規程類等、資料一覧の No.1～No.8 及び参考資料を配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料に不足するもの、不都合などございますか？

よろしいでしょうか。

課長補佐<局長挨拶>

それでは、塚本局長からご挨拶を申し上げます。

塚本千葉労働局長<挨拶>

おはようございます。千葉労働局長の塚本でございます。

日頃から労働行政の推進にご協力をいただきましてありがとうございます。

また、大変お忙しい中、本部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、3 月に厚生労働省から示されました第 13 次労働災害防止計画の千葉労働局

版につきまして委員の皆様から率直なご意見をいただき、より充実した 5 か年の計画にすることを目的に、ご審議をお願いしたいと考えております。

当県の昨年の労働災害の状況でございますが、死亡災害は 43 名となり前年比で 7 名の増加、死傷災害につきましても 5,100 名と前年比で 8 人増加するなど、近年は減少傾向にあるとは言えない状況でございます。

これらの背景には、第三次産業の労働者の増加、不十分な安全衛生管理体制、労働者の高齢化による身体能力の衰えなどがあるものと考えられます。

また、近年、過重労働によります過労死、メンタル不調などが社会問題になり、職場における労働者の健康確保対策、また、メンタルヘルス対策の充実強化が重要な課題になっています。さらに、労働者の高齢化などを背景に治療と仕事の両立支援の充実も重要な課題になっていると思います。

千葉労働局版の第 13 次防につきましては、このような課題に的確に対応し、かつ千葉県の実情を踏まえた内容とすることが必要かと思えます。

本日、様々な観点からご意見を賜りより充実した防災計画としていただきますようよろしくお願いいたします。

本日のご審議よろしくをお願いいたします。

菰田課長補佐<部会委員及び事務局紹介>

続きまして、次第 3 の「部会委員及び事務局紹介」になります。

本日は、平成 30 年度第 1 回目の部会となりますので、各委員の皆様を私からご紹介させていただきます。

本日お配りしました委員名簿に沿ってご紹介させていただきます。

はじめに、公益代表委員の川島委員です。

川島委員

「川島です。よろしくをお願いいたします。」

菰田課長補佐

同じく山本委員です。

山本委員

「山本でございます。よろしくをお願いいたします。」

菰田課長補佐

続きまして、労働者代表委員をご紹介いたします。林田委員です。

林田委員

「林田でございます。よろしくをお願いいたします。」

菰田課長補佐

関口委員です。

関口委員

「関口です。よろしくお願いします。」

菰田課長補佐

続きまして、使用者代表委員をご紹介します。西形委員です。

西形委員

「^{にしがた}西形でございます。よろしくお願いいたします。」

菰田課長補佐

岩山委員は、本日所用により欠席となっております。

以上 5 名の委員により、審議をお願いするということになりますのでよろしくお願いいたします。

次に、事務局の職員をご紹介します。

塚本局長は、先ほど挨拶させていただきましたので、他の職員を紹介させていただきます。

中山労働基準部長です。

中山労働基準部長

「中山です。よろしくお願いします。」

菰田課長補佐

北村健康安全課長です。

北村健康安全課長

「北村です。よろしくお願いします。」

菰田課長補佐

渡邊主任安全専門官です。

渡邊主任安全専門官

「渡邊です。よろしくお願いします。」

菰田課長補佐

それと私、菰田が担当いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

菰田課長補佐<議題(1) 部会長及び(2) 部会長代理の選出>

それでは、議題 1 に入ります。

まず、部会長の選出ですが、地方労働審議会令第 6 条第 5 項では、「部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」ということになっておりますが、これにつきましてこの場で候補者のご推挙をいただき、決定したいと存じます。

いかがでしょうか。

<異議なしの声多数>

それでは、皆様方より公益代表委員のうちからご推挙いただきたく、ご提案申し上げます。

川島委員

「はい」<川島委員挙手>

菰田課長補佐

川島委員お願いします。

川島委員

山本委員が適任と思います。

いかがでしょうか。

菰田課長補佐

ただいま、川島委員から山本委員が適任とご推挙ありました。

皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。

満場一致ということで、山本委員に部会長をお願いしたいと思います。

山本委員よろしくお願いいたします。

<名札差し替え>

部会長が決まりましたので、部会長から一言ご挨拶をいただき、以降の議事進行につきましては、山本部会長をお願いいたします。

山本部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

山本部会長<挨拶>

山本でございます。迅速な議事を進めたいと思います。

山本部部长＜部会長代理指名＞

それでは、本日の議事次第に従いまして議事を進行させていただきます。

まずは、部会長代理の指名でございますけれども、地方労働審議会令第 6 条第 7 項におきましては「部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」と規定されております。従いまして、もう一方の公益代表委員であります川島委員を部会長代理として指名いたします。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

山本部部长＜部会成立確認＞

次に本日の部会の成立について、事務局よりご報告をお願いします。

菰田課長補佐＜成立状況報告及び公開の確認＞

それでは、本日の部会の成立状況についてご報告を申し上げます。

本日は、使用者代表委員の岩山委員が所用により欠席となっており、定数 6 名のうち 5 名が出席しております。

従いまして、地方労働審議会令第 8 条第 1 項に規定する成立要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、本部会は、千葉地方労働審議会運営規程第 5 条に基づき、原則として公開となっており、その議事録につきましては、公開させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。また、公開にあたって過日、労働局の掲示板に部会の開会と傍聴について公示いたしましたが、本日の部会の傍聴を希望する方はありませんでしたので併せてご報告いたします。

山本部部长＜議事録署名人の指名＞

ありがとうございました。

それでは、千葉地方労働審議会運営規程第 6 条第 1 項に基づき、議事録署名人の指名をいたします。

本日の議事録につきましては、労働者代表委員の林田委員、使用者代表委員の西形委員、それから私、山本が署名をさせていただくこととしたいと思います。

山本部部长＜地方労働審議会令第 6 条第 8 項の適用について＞

本日は、「千葉労働局第 13 次労働災害防止計画（案）」についての審議を予定しておりますが、その前に、「地方労働審議会令第 6 条第 8 項の適用について」お諮りします。

地方労働審議会令第 6 条第 8 項におきましては、「審議会は、その定めるところにより、部会の議決を持って審議会の議決とすることができる。」と定められており、千葉地方労働審議会運営規程第 10 条第 1 項により、このことを定めておりますので、本部会の審議においても、この第 6 条第 8 項を適用させることとなりますのでよろしくお願いいたします。

いします。

山本部会長＜部会開催経緯の説明指示＞

それでは、「千葉労働局第 13 次労働災害防止計画（案）」について審議いたします。

事務局の方から厚生労働省における第 13 次労働災害防止計画の策定状況と、本日お諮りする経緯等について説明してください。

北村健康安全課長＜開催経緯の説明＞

それでは、ご説明を申し上げます。

厚生労働省では、平成 30 年 2 月 28 日付けで「第 13 次労働災害防止計画」を策定し、全国の労働局では、県内の災害発生状況、各局における産業構造や地域の事情・特徴等を踏まえ、各労働局版の計画を策定することになっております。

千葉労働局におきましても、計画を策定すべく、3 月 20 日付けで、千葉地方労働審議会に意見を求める諮問をし、本日の部会開催となったものです。

なお、3 月 20 日現在の事務局案を皆様にご送付させていただきましたが、その後の災害発生状況の確定等を踏まえ、本日ご提示する案は修正が加わっております。

以上が策定状況と部会開催の経緯でございます。

山本部会長＜議題（3）＞

どうもありがとうございました。

それでは、事務局は、第 13 次労働災害防止計画（案）の内容について説明をお願いいたします。

渡邊主任安全専門官＜第 13 次労働災害防止計画（案）の説明＞

主任安全専門官の渡邊でございます。

第 13 次労働災害防止計画の前に、まず、第 12 次労働災害防止計画がどうであったかということについてご説明を申し上げたいと存じます。

お手元に参考資料という形で配付してございますので、参考資料、第 12 次労働災害防止計画の総括を出していただきしたいと思います。

第 12 次労働災害防止計画は、目標として大きなものが 2 つございまして、死亡災害を平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死亡者数を 15%以上減少させること。というのが目標でございました。

平成 24 年は 36 名の方が亡くなられており、平成 29 年の死亡災害の確定値というのは 43 名でございまして、36 名と比べるとかなり増加してしまっているというのが現状でございます。

従いまして、死亡災害については、残念ながら達成できませんでした。

もう一つの大きな目標、休業災害でございます。

同じ総括の下段の方に（2）として書いてございますけれども、平成 24 年と比較し

て平成 29 年までに休業 4 日以上労働災害による死傷者数の数を 15%以上減少させることというのが二つ目の大きな目標でございます。

平成 24 年の死傷者数が 5,130 名でございますが、平成 28 年は 5,092 名、平成 29 年は 12 月末で 4,448 名ですけれども、確定値といたしましては 5,100 名ということですから平成 24 年の数値とほぼ変わりがなく、残念ながら達成できていなかったという形になります。

内訳は次のページから記載してございますけれども、重点業種として特に製造業、建設業において休業災害は減少しましたが、目標達成には至っていません。

陸上貨物運輸業ですとか商業といった第三次産業、社会福祉施設といったところで休業災害が増加しているというのがみられたということでございます。

次に、本省から示されている第 13 次労働災害防止計画について説明申し上げます。

第 13 次労働災害防止計画の第 12 次の計画との大きな違いというのが何点かございます。

まず、第一に 2 ページを開けていただきますと計画の目標値というのがあるかと思えます。

(3) の計画の目標①死亡災害について死亡者数を 2017 年と比較して 2022 年までに 15%以上減少させる。これは、12 次防と同じ数値になっております。②死傷災害、休業 4 日以上労働災害を言いますが、これについて死傷者数の増加が著しい業種、事故の形に着目した対策を講じることにより、死傷者数を 2017 年と比較して 2022 年までに 5%以上減少させるということで、12 次防では 15%以上といていたものが 5%以上という形になっています。

これが一番大きな違いでございます、その背景といたしましては、本省版の 6 ページの表 5 をご覧いただきたいと思えます。

労働災害防止計画期間ごとの業種別死傷災害の推移というもので、9 次防から 12 次防までの期間の年平均、業種別あと一番下の段に全業種の合計が書いてありますが、12 次防 117,978 人という数値でございます、11 次防が 119,489 名ということであまり変わっていないという状況が 10 次防、11 次防、12 次防を通じて、現状として出ているというところでございます。そういった中で、業種ごとの増減を見ていただきますと製造業、建設業というのは減少を着実に減少はしておりますが、社会福祉施設、小売業、飲食店等は 11 次防、12 次防では死傷者数は増えています。

こういったことから、厚生労働省では重点業種として、製造業あるいは建設業における休業災害、死亡災害を減少させるべく活動していましたが、業種の特徴をとらえて取り組みを行っていかないと中々、減少は難しいのだろうということで、今回は従来の 15%から 5%という形、それから特に陸上貨物運送業ですとか小売業、社会福祉施設、飲食店について特化した形で数値が出されたということでございます。

それと、2 ページに戻っていただきストレスチェック制度が新たに平成 27 年 12 月から始まったわけですが、ストレスについての割合、事業場外資源でメンタルの相談先がある労働者の割合を 90%にする。メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場を 80%

以上にする。ストレスチェックの結果を分析して、その結果を活用した事業場の割合を 60%以上にする。というような目標が本省の第 13 次労働災害防止計画では立てられております。

これを踏まえまして、私ども千葉労働局では先にお配りしました第 13 次労働災害防止計画（案）を策定させていただきました。

これについてご説明させていただきます。

1、2 ページでは、死亡者数と死傷者数の各何次防かにおける推移が書いてあるかと思えます。

1 ページの下の方の段にあるのが死亡者数でございまして、11 次防においては 42.2 人というのが平均の死亡者数、12 次防においては 44.2 人ということで逆に増えてしまっている。平成 29 年の数値が 43 人ですからこの 12 次防の期間のほぼ平均数値になっているというのが現状でございます。

死傷者数につきましても、10 次防、11 次防、12 次防の数値は、5,172 人、5,125.8 人、5,059.6 人ということで、ほとんど変わっていないというのが現状でございます。

ちなみに平成 29 年は 5,100 人でございますから、平均よりもちょっと多かった状況でございます。

こういった形で死亡災害についても減少していない状況を踏まえまして、千葉労働局で立てた数値目標というのが、3 ページの下段から 4 ページの上段にかけて書いてございます。

死亡災害につきましては、本省版と同じ死亡者数を 2017 年と比較して 2022 年までに 15%減少以上させる。というのが千葉労働局の災害防止、イの欄に書いてあります。

死傷災害につきましては、2017 年と比較して 2022 年までに 5%以上減少させるということで、その重点とする業種としまして（ア）から（ハ）まで書いてございます。

これは、業種ごとの目標ということでございまして、製造業、建設業については死亡者数を 15%以上減少させることとし、この 2 つの業種は死亡者数が特に多い業種だということで死亡者数についての目標を立てております。

ウからハにつきましては、2022 年までに 5%以上減少させるというのは死傷者数、休業者数でございます。

これについての背景といたしましては業種によって従業者の人数が変更していれば考慮しなければいけないということで 2 ページの下の方に図がございまして、11 次防、12 次防期間における主な業種別の死傷者数及び従業者数ということで製造業、建設業、運輸交通業、第三次産業がございまして、上段が各年の死傷者数、下段が従業者数、従業者数は、2009 年、2012 年、2014 年しか書いてございませぬけれども、比較できるようなものを作成いたしております。

製造業、建設業、運輸交通業はあまり変わっていないということで、第三次産業が若干増えています、その中で特質して増えているのが社会福祉施設で 2009 年 8 万人であったものが 12.4 万人ということで 1.5 倍の数値になっています。

働いている労働者が増えれば、事故が増えるというか、休業される方が増えるという

のは残念ながらある程度の相関関係はあるかと思いますが、それは本来、考慮すべきなのかなと思います。

4 ページに戻ります。

ウ、エ、ハというのはあまり労働者数が変わっていないので、ホについてどうするのかということを検討しましたが、他の業種において 5%以上減少させる形で計画を立てているのでここだけゼロにしてしまうと、そういう形のもは後ろ向きであろうということで 5%という同じ形で作成させていただいたというのがこの社会福祉施設でございます。

それから目標としましては、腰痛と熱中症について、5%以上の減少をめざすという目標がございます。

ページをめくりましてストレスチェックにつきましては、2021 年における労働者数 50 人以上の事業場の実施率 90%以上にそのうち集団ごとの分析の実施率は 85%以上にするというのを目標とさせていただきます。

ちなみに 2021 年というのは、最終年の 2022 年の 1 年前になるんですけれどもストレスチェックをやった後に報告が出てくるのに時間がかかるものですから、正しい数値を測ろうとした場合には半年以上の長い目で見ないと正しい数値が測れないものと思います。

たとえば平成 28 年の千葉労働局のストレスチェックの実施率を見ますとあまり良い数値はでないんですけれども、74%となっています。

計画における重点目標は、(5) に書いてございますけれども、このなかで千葉独自のものは④化学工業における爆発火災災害防止対策の徹底、これは、コンビナート地区があるからということでございます。

この実際の目標の達成に当たっては、どのようにして達成していくかということでございますけれども、皆様にご確認いただきたいのは 16 ページに (7) として企業・業界単位での安全衛生の取り組みの強化のア企業のマネジメントへの安全衛生の取り組みというのがございます。

この部分は新たに入った部分で、特に力を入れていかなければいけない部分と認識していますが、労働災害防止には企業の経営トップ等の関与が重要であることから企業のマネジメントのなかへ安全衛生を位置づけることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップからの取り組み方針の決定や表明等、積極的な取り組みを推進する。ここの部分が特に大きく変わった部分でございまして、これ以降、目次のほうでご紹介を申し上げますと、今までと違った取り組み新たな取り組みは、3 に重点事項ごとにとりくみがございますが (2) から (2) ウ、エ、オ、(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進ということで、アイウエというのがのっております。このような部分が、非常に大きな部分になってくるのかなと考えております。

休業災害について申し上げますと 11 ページをご覧ください

11 ページの半ばに転倒災害の防止、というのがございます。実は、千葉労働局における平成 29 年の災害 5,100 件のうち、1,200 件が転倒災害で占めております。死傷災害

のうち 2 割強を占める転倒災害については 4 S や注意喚起を促すペーパー等の掲示による危険の「見える化」や、作業内容に適した防滑靴の着用の取り組み、加齢に伴う身体機能低下による転倒災害の発生リスクが高まることから予防するために体操の周知、これは（エ）腰痛とも重なる部分で、体がしっかりついていかないと特に高齢者の方については転倒災害、腰痛災害が出てくるだろうということで個々の部分も力を入れていくということになりますし、新たな部分としましては、14 ページ（5）として疾病を抱える労働者への健康確保対策の推進ということでアに健康確保対策の推進がありまして、イには疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくりということで治療と仕事の両立支援は書いてございます。

こういった形で新たな取り組みを加えることによって、先ほど申しあげました大きな目標でございます、死亡災害 2017 年と比較して 2022 年までに 15%以上減少させる。

死傷災害は 2017 年と比較して 2022 年までに 5%以上減少させる。というのが千葉局の第 13 次労働災害防止計画の案ということでございまして、案を災防団体や事業者の集まりで周知をさせる、千葉労働局の HP などであらゆる機会を通じてこの計画について皆様にご理解をいただきまして災害防止活動を推進していきたいというのが私どもの案でございます。

よろしく願いいたします。

山本部会長＜質疑・意見＞

ありがとうございました。

今の詳細な説明に対して、質問・意見等はございますか。

関口委員

ご説明ありがとうございます。

第 13 次の計画を達成させることが一番の目標だと思っています。

労働災害は発生させないという考えは合うと思いますが、私としては納得できないものがあります。考え方はあっているが言葉として見えきれていないのが一つあって、お聞きします。

この中に書かれている基本方針は、働く人はかけがえのない存在です。その中で一人の災害も出さないという基本理念があります。これは、すべて共通だと思っています。ただ基本理念があるがゆえに計画上として例えば死傷者の数や死亡者の数が減っていない。私からするとこれはあってはならないことだと思っています。それが何故%で示されなければならないのかわからない。特に死亡事故の目標はゼロではないのかと思っています。

渡邊主任安全専門官

究極の目標は、おっしゃるとおりです。

関口委員

究極というよりもそれが目標ではないのですか。それが目標だと思っていて、なぜ、ゼロと書けないのか。大きな疑問です。

基本理念に書かれていて何で前回の計画と比べて 15%の減少としなければならないのか。

死傷者はあってあたりまえだ。と取られてもおかしくはないと思います。

基本理念と目標があっていないのではないかという素朴な疑問を持っています。

山本部会長

どなたかご説明をお願いします。

北村健康安全課長

私からご説明を申し上げます。

委員のおっしゃることは間違っていないと考えます。その上で、理念と目標が何故違うのかということですが、まず一つ理念はゼロであるこれは、かけがえのない命と書いてありますし、ゼロであって当たり前ととらえているのですが、目標値はあくまでも達成可能な数値を目標としていくというのが原則でありますので、ゼロですと5年間で達成させるということは非常に困難を要することになりますので、達成可能を前提に目標値を立てさせていただいております。

将来的には、10年20年30年先にはゼロに向けて進めていくということは当然ですし、委員のおっしゃるように最終的には目標値はゼロということにならうかと思えます。

最初の説明の中で、全国の労働災害、千葉県の労働災害の現状を説明させていただきましたが、すべての事業場がゼロを目指して行ったとしても厳しい状況にあります。死傷者数を5年間では少なくとも15%以上は減少させよう、というのが目標値として立てさせていただいた数値でございます。

関口委員

そこが国の方針というか考え方だと思います。

基本理念はゼロであるといつて15%が達成できる数値と書いたものであると思えますけれど、今までの5年間で達成できていません。

できる数値を掲げましたと言いつながら達成できていません。

死亡者が減らない。これに対してもっとメス入れないといけないと考えます。

労働者側も使用者側も企業の中では、安全第一だとやっています。

その中でも起きていることに対しての労働安全衛生法が浸透されていないのか、もしくは推奨するといったけれども、明記をして義務付けるとか変えていかなければ死亡者数は減りません。

それに対して、「これまでと異なった切り口や視点でやっていきたい。」と良い言葉が書いてあります。

それが着実なものかどうかというのが、私はこの中ではあくまでも数値で出されていて、それが本当にできる見込みがあるものなのか見切れません。

多分、言葉はそのようなことだと思うが、そこに私たちがどのようなメスを入れて、どう安全ということに意識づけていくのかということはどうやっていかなければならないのかということが大前提だと思います。

北村健康安全課長

行政としましては、やることをすべて書かせていただいて、ご理解していただきたいと考えております。

関口委員

私は、これは最低限だと思っています。

その上で、達成できなかったところを新たな切り口でやっていきます。と言っているが見えない。

北村健康安全課長

細かく申し上げてもよろしいでしょうか。

関口委員

とことん細かくというよりも、何が今までと変わるのですか。

目標値も達成できる見込み数値と言って達成できていないではないか。

ですから、私はずっと同じことが繰り返されているのではないのですか。

と言いたいわけです。

北村健康安全課長

災害の状況は先ほど申し上げましたけれども、労働人口の変動によりまして製造業、建設業におきましては減る傾向にあるという説明を申し上げました。

その上で、第三次産業につきましては、労働人口の増加によって増えていくというような状況を申し上げましたけれども、そこに視点を変えていかなければならないと考えてまして、そこに重点を持って行っているということでございます。

関口委員

私は、この議論は平行になる場合もあると思っていたので、発言をしているのですけれども、本当に気持ち合っていて、どう実行されていくのかが大事だと考えています。

北村健康安全課長

関口先生の気持ちは十分踏まえて考えさせていただきます。

山本部長

貴重なご指摘ありがとうございました。

これが 5 年計画で単年度ごとに具体的な施策が出されてくるということで、またその審議に際してご意見を出していただければと考えております。

ほかの委員の方いかがでしょうか。

川島委員

関係して発言をしますが、死亡者数をとると 12 次防では平成 24 年は 36 人に対して 15%、13 次防は 43 人に対して 15%ということで、多分 12 次防は 36 人の 15%ですから 30 人くらいを目標に算定して、13 次防は 43 人の 15%ですから 36 人くらい、目標が緩くなっているようにも見えます。

先ほども言っていた究極がゼロというのは皆さん共通の認識だと思っておりますが、実質の目標自体が緩くなっているように見えて、実態に合わせるのもよいが、もう少し工夫が必要ではないかと思えます。

年次計画を策定する段階では、この部分を考慮して作成していただければと思います。

北村健康安全課長

貴重なご意見ありがとうございます。

15%以上というのは、先ほども申し上げましたとおり実現可能な%ということで上げさせていただいて、5 年で割ると平均で 3%程度になってしまうが、我々は 3%と言わずそれ以上を目指して実現をしていきたいと考えております。

是非、ご協力をお願いいたします。

渡邊主任安全専門官

たしかに 12 次防は 11 次防の最終年は 36 人ということでしたから、今回の 43 人と比較して緩いのではないかとすることはごもっともだと思いますが、先ほども示しました 1 ページの下の 11 次防と 12 次防の平均の死亡者数ご覧いただきたいかと思いますが、11 次防期間は 42.2 人、12 次防は 44.2 人、それから考えると 43 人というのは少し低いものとなっております、11 次防の最終年の数値がだいぶ低かったということをご理解いただきたいと存じます。

川島委員

そのような、数値の取り方も理解できますが、年次の計画の中でしっかりと取り組んでもらいたい。

渡邊主任安全専門官

ありがとうございます。

山本部長

西形委員いかがですか。

西形委員

今回、第 13 次労働災害防止計画の中で、千葉労働局で千葉県内の災害の多い業種をピックアップしてこのような形で目標もそれぞれに示したというのは、大きな前進ではないかと思えますし、重点事項の中でも京葉臨海コンビナートは千葉の特色ですけれども、化学工業のところに焦点を当てて記載があるということも非常に千葉県内の特色としての災害を防ぐということで前進してきているのではないかと思えます。

記載の中にはないが、千葉県がなぜそれぞれ重点的な業種においてほかの県よりも死亡者数や死傷者数が多いのかということの分析で建設業、製造業はわかるような気がします。

ほかの県と比べても、例えば社会福祉施設だとか接客娯楽業、ゴルフ場は多いかなというところはわかるような気もするが、どこでどのような違いがあって、そのどのような死傷者事例があって、そこをどのような対策をとると防止できるのか、最終的に熱中症だとか腰痛だとか言葉では書いてありますが、もう少しそういうものを示していただくと特に千葉における数字のところを示していくうえでも視点というのが見えてくるのかなという気もします。

おそらくはそういった分析もされているものと思いますが、そのようなものも教えていただけるとありがたいなと思えます。

山本部会長

今すぐ答えを出さなくても大丈夫ですか。

中山労働基準部長

千葉はゴルフ場が多いので、それは他府県と違うところと考えますし、もう一つは大きな遊園地がありますので、そこを細かく分析すると千葉県全体の数字にも、影響するような感じだと思います。

もちろん、大きな遊園地を管轄する署では、遊園地の労働災害防止についてすごく力を入れています。

北村健康安全課長

第三次産業に焦点を当てるということになりますと、小売業ですとイオンの本社がありますし、社会福祉施設ですと施設が増加しているという状況があります。

接客娯楽業という枠でくくらせていただいています。まさしく西形委員が言われた、ゴルフ場、部長が示しました遊園地、それから飲食店ということで、それらを含めて減少させていくというのが千葉県の特徴となっています。

飲食店などは、多店舗を経営する企業、フランチャイズなどでたくさんの店舗を抱えている本社などを叩いていかないと、1店舗ずつやっていると、できるような状況にな

いということで、店舗を統括するところを中心に指導をかけていくというのが、一つの施策となっています。

西形委員

たとえば、ゴルフ場だとか遊園地だとか、そういったものが特色、人が集まる場所は特にそういったものがあることは理解できますが、例えば、他県の取り組みだとかゴルフ場、遊園地は他にもあると思いますが、そういったところの成功事例など、そういったものも、少し情報収集すれば参考になるのではないかと。

北村健康安全課長

今、おっしゃいました他県の好事例などは参考になると思いますので、年間の取り組みの中で反映をしていきたいと思っています。

山本部会長

是非とも、ご意見を踏まえてよろしくをお願いします。

その他、質問・意見等ございますか。

意見等ないようでしたら、「第 13 次労働災害防止計画（案）」に係る審議を終了いたしますが、よろしいですか。

<異議なしの声>

それでは、以上を持ちまして「第 13 次労働災害防止計画（案）」に係る審議は終了いたします。

山本部会長<審議結果と報告内容>

次に審議の報告内容について、皆様にお諮りします。

質疑の中で様々な意見をいただきましたが、それぞれの意見を聞いていますと、第 13 次労働災害防止計画（案）に関しまして、もちろん死亡をゼロにする、災害ゼロが確かに望ましいということでのご意見をいただきましたけれども、今後、第 13 次労働災害防止計画（案）に関しまして行政で取り込んでいただくということで理解をしております。

第 13 次労働災害防止計画に関しまして、これをこのまま進めさせていただくということで、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

関口委員

一点だけよろしいですか。

腰痛予防の関係ですが、厚労省の方で作成した 13 次防では、介護労働者の身体的な負担の軽減を図る介護機器の導入を促進するという表現になっているのですが、千葉の表現は、11 ページにあるように介護機器の導入を勧奨するという表現でこの辺の違いが

若干あるのかなと思います。

特に介護職場の腰痛対策というのは高齢化に伴って急務だと思いますが、特にアシストロボなどは高額であると思います。レンタルで借りてもかなりの高額な金額になると思いますので、そのところの勧奨するのと導入の促進を図ると微妙な違いですが、少し国として補助金なり何らかの対策を講じながら進めていくという観点も必要ではないかと考えます。

北村健康安全課長

助成金に関しましては、安全衛生部門での助成金は残念ながらない状況でして、安定部門の助成金や雇用環境・均等部門の助成金など、これら福祉施設の助成金がありますので千葉労働局全体の助成金を活用することの周知を図っているのが、現段階でございます。

山本部長

よろしゅうございますか。

積極的な周知を図ってください。

それでは、部会長として労働災害防止部会の結論として「第 13 次労働災害防止計画（案）については、概ね妥当という結論に達した。」ということによろしいでしょうか。
<異議なしの声>

それでは、千葉労働審議会会長に対して「第 13 次労働災害防止計画（案）については、概ね妥当という結論に達した。」と報告いたします。

山本部長<本審議会への報告の確認>

本件に関しては、千葉地方労働審議会会長より附託を受け、千葉労働局長あて、本日の審議結果を答申いたしますので、その答申（案）について、事務局は説明してください。

北村健康安全課長<答申（案）の説明>

それでは、答申（案）について、読み上げてご説明に代えさせていただきます。

<答申（案）の読み上げ>

山本部長<報告（案）に対する確認>

事務局から説明のあった報告（案）、答申（案）により、千葉地方労働審議会会長及び千葉労働局長あて、報告、答申を行います。

千葉地方労働審議会会長へは、後日、開催される本審議会にて報告を行うこととし、千葉労働局長あての答申については、本日この場で行います。

<答申文の手交>

山本部会長<議題(4)>

続きまして、議題(4) その他に進みたいと思います。
事務局よりその他、何かありますか。

北村健康安全課長<その他>

特にございません。

山本部会長<部会終了>

本日予定した議事は、以上ですが他に何かありますか。
特にないようですので、本日の審議はこれで終了いたします。
事務局に司会をお返しします。

菰田課長補佐<閉会>

本日は、長時間にわたり熱心なご議論ありがとうございました。
山本部会長の適切な進行により審議が終了することができました。
改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。
さて、本日、議論していただいて出された貴重な意見については、千葉労働局として真摯に受け止めさせていただき第 13 次労働災害防止計画に反映させ、より充実した施策を持って取り組んでいく所存です。
今後も皆様のお力をお借りしながら進めてまいりますので、どうかよろしくご願い申し上げます。
それでは、以上をもちまして、千葉地方労働審議会労働災害防止部会を閉会といたします。
委員の皆様におかれましては、お気をつけてお帰りください。
ありがとうございました。